

令和8年1月

第1回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和8年1月15日 午後3時

場 所 つくば市役所 本庁舎2階 職員研修室1・2

出席委員

1番	關 元章	2番	飯泉 厚彦
3番	横田 晋吾	4番	飯島 秀幸
5番	飯岡 宏記	6番	石田 真也
7番	中島 信夫	8番	関口 和美
9番	岡田 実	10番	雨貝 洋子
11番	白石 悟	12番	對崎 徳男
13番	大野 博司	14番	石島 繁
15番	加園 秀信	16番	吉田 新一
17番	青木 道子	18番	本橋 文男
19番	野堀 良夫	20番	飯島 孝一
21番	遠藤 道夫	22番	飯野 和男
24番	姥原 昇		

欠席委員

なし

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	鳴海 秀秋
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係 長	苅谷 智美
農業行政課	係 長	西村 孝之
農業行政課	主 任	塚原 悠司

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第 1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可について

- 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
- 議案第 4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について
- 議案第 5号 現況証明の発行可否について
- 議案第 6号 買受適格証明の発行可否について
- 議案第 7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
- 議案第 8号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画変更案に対する意見について
- 日程第3 報告第 1号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第 2号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
- 報告第 3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
- 報告第 4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第 5号 つくば市農地移動適正化あっせん基準第6の1によるあっせん結果について

---

【午後3時 開会】

事務局（鳴海事務局長）

本日は、お忙しい中、令和8年第1回総会に御出席いただきましてありがとうございます。

本年も事務局一同どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、飯野会長より御挨拶をいただきたいと思います。

会長（飯野 和男）

皆さん、こんにちは。

令和8年第1回農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位の出席を賜りましてありがとうございます。

また、本年の干支は午年ということで、力強く前進する年とされています。今後も、地域農業が実り多い方向へと進んでいけるよう、皆さんと一緒に前進していきたいと考えているところでございます。

引き続き、委員の皆さんと力を合わせながら各種事業を推進していきたいと思っておりますので、御支援、御協力を願いいたします。

本日は御苦労様です。

事務局（鳴海事務局長）

ありがとうございました。

総会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第6条により会長が務めるこ  
とになっておりますので、以降の議事進行を飯野会長にお願いしたいと思います。よろし  
くお願ひいたします。

開会の宣告

会長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和8年第1回総会を開会いたします。

これより議事に入りますが、本日の出席委員数は23名で、定足数に達していることから、  
令和8年第1回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

---

日程第1 議事録署名委員の選任について

議長（飯野 和男）

まず、日程第1、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第25  
条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議あ  
りませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席19番野堀良夫委員、議席20番  
飯島孝一委員にお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局の苅谷係長にお願いします。

日程第2に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第14条の規定  
のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得て  
から簡潔明瞭に発言してください。

---

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可  
についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主任）

議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、対崎委員、お願いいいたします。

対崎徳男委員

去る1月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号2番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号3番については、水稻・野菜を作付けしている農地所有適格法人で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号4番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号5番については、農業開始のため申請されたもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号1番から5番については、農機具等も保有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、関口委員、お願いいいたします。

関口和美委員

去る1月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号6番については、農業開始のために申請するもので、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号7番については、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号8番については、農業開始のために申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号9番については、農業開始のために申請するもので、申請地には水稻・野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号6番から9番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野和男）

ありがとうございました。

続きまして、茎崎地区分について、大野委員、お願ひいたします。

大野博司委員

去る1月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号10番については、申請人は水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号10番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願ひいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯岡委員、お願ひいたします。

飯岡宏記委員

去る1月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号11番については、農業を開始するために申請されたもので、申請地にはブルーベリーを作付けする予定です。

提出番号12番については、申請者は野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜や果樹を作付けする予定です。

提出番号13番については、農業を開始するために申請されたもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号14番については、申請者は野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号15番については、農業を開始するために申請されたもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号16番については、申請者は水稻と野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号17番については、農業を開始するために申請されたもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号11番から17番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願ひいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波区分について、關委員、お願ひいたします。

關 元章委員

去る1月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号18番については、申請人は水稻・芝を作付けしている農家で、申請地には芝を作付けする予定です。

提出番号19番については、農地中間管理事業法における賃借権の権利設定がなされており、解約の手続未了のため継続審議といたします。

以上のことから、提出番号19番については継続審議。18番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わりにします。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願ひいたします。

本橋文男委員

去る1月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号20番については、申請者は水稻を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号21番については、申請者は水稻と野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号22番から24番については、同一申請人のため一括して説明いたします。

申請者はブドウと陸稻を作付けしている農家で、申請地には陸稻を作付けする予定です。

提出番号25番については、申請者は水稻と野菜を作付けしている農家で、申請地には果樹を作付けする予定です。

提出番号26番については、申請者は水稻と野菜を作付けしている農家で、申請地には果樹を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号20番から26番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、各地区の調査結果の報告が終わりました。

提出番号19番は継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号19番について、質問、意見等ありましたらお願いいいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、提出番号19番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号19番については、關委員報告のとおり継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号19番については、継続審議といたします。

続いて、提出番号1番から18番、20番から26番について、質問、意見等ありましたらお願いいいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第1号の提出番号1番から18番、20番から26番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号の提出番号1番から18番、20番から26番について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号1番から18番、20番から26番について、許可することに決定いたします。

---

議案第2号 農地法第4条の規定による許可について

議長（飯野 和男）

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを議題といたします。  
事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）

議案第2号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、茎崎地区において調査を実施しておりますので、大野委員より調査結果の報告をお願いいたします。

大野博司委員

去る1月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、建物の老朽化が目立つようになり、生活に支障を来していることから、自己用住宅用地として申請されたものです。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号1番については、一般基準に適合の上、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第2号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第2号に対する質疑を終結いたします。  
これより採決いたします。

議案第2号について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可については、許可することに決定いたします。

---

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議長（飯野 和男）

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを

議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主任）

議案第3号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、大穂地区において調査を実施しておりますので、飯岡委員より調査結果の報告をお願いいたします。

飯岡宏記委員

去る1月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、一時転用期間を延長するため、事業計画変更の申請がなされたものですが、申請に必要な書類が不足しており、事業の必要性が確認できないことから、継続審議といたします。

以上のことから、提出番号1番については継続審議と思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第3号の説明及び報告が終わりました。

提出番号1番は、継続審議との報告がありましたので、審議に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野和男）

質問、意見共にないようですので、提出番号1番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号1番については、飯岡委員報告のとおり継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認については、継続審議といたします。

---

議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について

議長（飯野和男）

次に、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）

議案第4号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野和男）

ただいま事務局から説明がありました、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、対崎委員、お願ひいたします。

対崎徳男委員

去る1月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、結婚を機に手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号2番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号3番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号4番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内で不動産業を営む法人です。今般、申請地周辺の住環境が良く、住宅購入の需要が見込まれることから、申請地を取得し、建築条件付売買予定地として申請するものです。

許可後の利用方法は、道路と建築条件付売買予定地7区画を整備する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号1番から4番については、一般基準に適合の上、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野和男）

ありがとうございました。

続いて、谷田部地区分について、関口委員、お願ひいたします。

#### 関口和美委員

去る1月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号5番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号6番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号7番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号8番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市内で土木建築業を営む法人です。今般、公共工事を請け負い、近隣に資材置場が必要になったことから申請されたもので、許可日から令和8年4月19日までの一時転用です。

なお、許可を得ることなく既に使用してしまっていることから、顛末書が添付されています。

許可後の利用方法は、現在と同様に、周囲をネットで囲い、全面鉄板敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、仮設事務所、碎石、バックホウ等を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号5番から8番については、一般基準に適合の上、第1種農地、第2種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で終わります。

#### 議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、茎崎地区分について、大野委員、お願ひいたします。

#### 大野博司委員

去る1月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号9番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、独立した生活をすべく、申請地を借り受け、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金及び金融機関からの融資

で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号10番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市内で太陽光発電事業を営む個人です。電気の固定価格買取制度を用いて、営農型太陽光発電施設用地として平成28年に許可を受けましたが、周辺環境の変化により農地区分が変化したため、使用賃借権を設定し、太陽光発電施設用地として申請されたものです。

許可後の利用方法は、既に265Wパネル990枚、300Wパネル300枚が設置されており、引き続き利用する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令協議も整っております。

提出番号11番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号9番から11番については、一般基準に適合の上、農地法第1種農地の例外許可規定、第2種農地、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯岡委員、お願いいたします。

飯岡宏記委員

去る1月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号12番については、申請地が2筆あり、1筆が農用地区域内農地、1筆が第1種と判断いたしました。

申請者は、市内で造園土木業を営む法人です。今般、公共工事を請け負い、仮設の工事用進入路が必要になったことから、申請地を賃借し、工事用進入路として申請するものです。令和8年2月2日から同年5月30日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、全面鉄板敷きとし、周囲をオレンジネットで囲い、雨水は敷地内浸透処理する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号13番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号14番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、手狭になってきたため申請地を受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号15番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、手狭になってきたため申請地を受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号16番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を借り受け、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号17番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。今般、事業用地を探していたところ、適切な事業用地が見つかったことから、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

なお、電力の固定価格買取制度を用いず、電気小売事業を営む法人に売電する計画となっております。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、敷地内を整地し、雨水は敷地内浸透処理とした上で、595Wパネルを126枚設置する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号18番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、申請地の隣接地に居住していますが、既存の駐車スペースが手狭で日常生活に支障を来していることから、申請地を取得し、自家用車を駐車するためのカーポートを設置するために申請されたのですが、許可を得ることなく使用してしまっていることから、始末書が添付されています。

許可後の利用方法は、現状のまま、全面をコンクリート打設し、コンクリートブロックとネットフェンスで囲い、雨水は勾配を利用して敷地内浸透処理をした上で、普通自動車3台分のスペースを確保し、利用します。

以上のことから、提出番号12番から18番については、一般基準を満たしており、農用地区域内農地、第1種農地、第2種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、關委員、お願いいたします。

關元章委員

去る1月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号19番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、申請地の隣接地に住んでおりますが、将来のことを考え、申請地を借り受け、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号20番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を借り受け、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関の融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号19番、20番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野和男）

ありがとうございました。

続いて、桜地区分について、本橋委員、お願いいいたします。

本橋文男委員

去る1月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号21番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号22番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置き、太陽光発電事業を営む法人です。今般、事業用地を探していたところ、適切な事業用地が見つかったことから、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するもので、隣接する山林と一緒に利用する計画です。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、敷地内を整地し、雨水は敷地内浸透処理とした上で、645Wパネルを156枚設置する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

なお、発電した電力については、電気の固定価格買取制度を用いず、小売電気事業を営む法人に売電する計画になっております。

提出番号23番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、建築業と社会福祉事業を営む法人です。既存施設の稼働率が高く、今後もさらなる需要が見込まれることから、申請地を借り受け、高齢者向け社会福祉施設を建築すべく、申請するものです。

許可後の利用方法は、木造2階建ての施設1棟を建築し、従業員用駐車場20台、送迎車両用駐車場7台分の駐車スペースを確保する計画で、資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号24番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置き、申請地の近隣で遊技場施設を営む法人です。今般、既存の駐車場が不足していることと、事業拡大に伴い来客数の増加が見込まれることから、既存の駐車場を拡張し、駐車場用地として利用するため申請するものです。

許可後の利用方法は、全面を砂利敷きとし、周囲を単管パイプで囲い、雨水は敷地内浸

透処理とした上で、普通自動車24台分の駐車場を整備する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号25番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号21番から25番については、一般基準を満たしており、第1種農地の例外許可規定及び第2種農地、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第4号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第4号に対する質疑を終結いたします。  
これより採決いたします。

議案第4号について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可については、許可することに決定いたします。

なお、提出番号10番につきましては、転用する面積が30aを超える案件ですので、常設審議委員会に諮問の上で許可いたします。

---

議案第5号 現況証明の発行可否について

議長（飯野和男）

次に、議案第5号 現況証明の発行可否についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主任）

議案第5号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、提出番号3番については、議事参与の制限案件に該当しますので、これを除いて担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

豊里地区分について、対崎委員より、お願ひいたします。

対崎徳男委員

去る1月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号1番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、関口委員、お願ひいたします。

関口和美委員

去る1月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、不耕作により原野状態となっており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号2番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、茎崎地区分について、大野委員、お願ひいたします。

大野博司委員

去る1月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号4番については、20年以上前より宅地の一部として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号5番については、20年以上前より宅地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号4番、5番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、關委員、お願ひいたします。

關元章委員

去る1月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号6番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況になっております。

提出番号7番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況になっております。

提出番号8番については、20年以前より駐車場となっており、現在も同様の状況になっております。

提出番号9番については、農業用機械等により安易に耕作が可能となる土地と判断いたしました。

提出番号10番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

提出番号11番については、20年以前より宅地の一部として利用しており、現在も同様の状況となっております。

提出番号12番については、20年以前より宅地として利用しており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号9番については、非農地証明の範囲と認められないと思われます。提出番号6番から8番、10番から12番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第5号の提出番号1番、2番、4番から12番の説明及び報告が終わりました。

提出番号9番は、証明発行否との報告がありましたので、先に審議いたします。

提出番号9番について、質問、意見等ありましたらお願ひいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野和男）

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号9番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号9番については、關委員報告のとおり証明発行否とすることに異議ありません

か。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第5号 現況証明の発行可否についての提出番号9番は、証明発行否とすることに決定いたします。

続きまして、提出番号1番、2番、4番から8番、10番から12番について審議いたします。

質問、意見等ありましたらお願ひいたします。

雨貝委員、お願ひいたします。

雨貝委員

大穂地区の雨貝です。先般の総会において、農用地区域内農地に含まれる非農地証明がされた申請については、市・農業政策課と協議を行うこととしますと返答をいただいているところですが、当該案件にも農用地区域内農地に該当するものが3件ありますので、協議結果の報告をお願いいたします。

事務局（飯泉課長補佐）

事務局からお答えさせていただきます。

今回、農用地区域内農地に該当する案件は、谷田部地区で2件、筑波地区で1件の計3件となります。提出番号2番、3番については、谷田部地区の案件となり、両方共に原野状態でございまして、市・農業政策課の方に確認したところ、現状も山林で再生困難な農地であるということから、非農地判断についてやむを得ないという回答を得ております。

提出番号12番については、筑波地区的案件となり、20年以上前から宅地として利用しているという案件でございまして、同じく市・農業政策課に確認したところ、平成18年11月に農用地区域内農地から農作業所、及び農業用倉庫用地として農地転用するために軽微な変更手続が行われていることを確認しているところでございます。

以上でございます。

雨貝委員

ありがとうございました。

議長（飯野 和男）

そのほかに質問、意見等がありましたらお願ひします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、提出番号1番、2番、4番から8番、10番から12番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号1番、2番、4番から8番、10番から12番については、証明発行可とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第5号 現況証明の発行可否についての提出番号1番、2番、4番から8番、10番から12番は、証明発行可とすることに決定いたします。

続きまして、提出番号3番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、吉田委員の退席を求めます。

(吉田新一委員 退席)

議長（飯野 和男）

提出番号3番については、谷田部地区で調査を実施しておりますので、関口委員より調査結果の報告をお願いいたします。

関口和美委員

去る1月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号3番については、不耕作により原野状態となっており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号3番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

提出番号3番について、質問、意見等ありましたらお願いいいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、提出番号3番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号3番については、関口委員報告のとおり証明発行可とすることに異議ありません

んか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第5号 現況証明の発行可否についての提出番号3番は、証明発行可とすることに決定いたします。

吉田委員の復席を求めます。

(吉田新一委員 復席)

---

議案第6号 買受適格証明の発行可否について

議長（飯野 和男）

次に、議案第6号 買受適格証明の発行可否についてを議題といたします。  
事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）

議案第6号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、  
担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、谷田部地区分について、関口委員、お願いいいたします。

関口和美委員

去る1月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、農業開始のため申請するもので、競売参加予定地には、野菜を作付けする計画です。

提出番号2番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、競売参加予定地には、野菜を作付けする計画です。

提出番号3番については、水稻・野菜・果樹を作付けしている農家で、競売参加予定地には、果樹を作付けする計画です。

提出番号4番については、小麦を作付けしている農家で、競売参加予定地には、野菜を作付けする計画です。

以上のことから、提出番号1番から4番については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、証明しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、關委員、お願ひいたします。

關元章委員

去る1月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号5番については、水稻・野菜・芝を作付けしている農家で、公売参加予定地には、水稻を作付けする計画です。

以上のことから、提出番号5番については、農地法第3条第2項各号に該当しないことから、証明しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第6号の説明及び報告が終わりました。

質問、意見等ありましたらお願ひいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野和男）

質問、意見共にないようですので、議案第6号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号について、証明発行可とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号 買受適格証明の発行可否については、証明発行可とすることに決定いたします。

---

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議長（飯野和男）

次に、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主任）

議案書25ページになります。

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和7年12月19日付けで農用地利用集積等促進計画案の意見を求められているものです。

整理番号1番、豊里地区で10年間の賃貸借権を設定するものです。

以降、整理番号30番までのとおりとなり、豊里地区8件、谷田部地区18件、茎崎地区1件、大穂地区2件、筑波地区1件となります。

なお、計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するものとなっております。

以上でございます。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、整理番号1番、2番については、議事参与の制限案件に該当しますので、これらを除いて審議いたします。

整理番号3番から30番について、質問、意見等ありましたらお願ひいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて整理番号3番から30番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

整理番号3番から30番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての整理番号3番から30番は、原案のとおり異議なく承認することに決定いたします。

続きまして、整理番号1番、2番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、中島委員の退席を求めます。

(中島信夫委員 退席)

議長（飯野 和男）

それでは、整理番号1番、2番について質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願ひいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて整理番号1番、2番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

整理番号1番、2番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての整理番号1番、2番は、原案のとおり異議なく承認することに決定いたします。

中島委員の復席を求めます。

(中島信夫委員 復席)

---

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画変更案に対する意見について

議長（飯野 和男）

次に、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画変更案に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（苅谷係長）

議案書56ページです。

議案第8号、令和7年3月に策定した地域計画について、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、地域計画変更時にも、市町村は農業委員会へ意見を求めることがなっています。

令和7年12月受付分の地域計画変更の内容は、計画への位置づけと自己用住宅建築のための除外になります。

該当変更区域は3つの区域です。第2区は計画からの除外が1筆、第5区は計画への位置づけが2筆、第20区は計画からの除外が1筆、計4筆の計画変更となります。

農業委員会の意見としましては、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと考えると回答することでおろしいでしょうか。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願ひいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第8号に対する質疑を終結いたします。  
これより採決いたします。

議案第8号を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画変更案に対する意見については、原案のとおり決定いたします。

---

議長（飯野 和男）

次に、日程第3、報告第1号から第5号についてですが、内容は議案書57ページから78ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。

報告第1号から報告第5号について、質問等はございませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、報告案件を終了いたします。

---

閉会の宣告

議長（飯野 和男）

以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。  
これをもちまして、令和8年第1回総会は閉会といたします。  
慎重審議、長時間にわたり御苦労様でございました。

【午後4時　閉会】

---

議長

農業委員会委員

農業委員会委員